

○ 京都府議会新技術と社会づくりに関する 特別委員会規程

(令和5年5月26日)

(設置)

第1条 京都府議会に新技術と社会づくりに関する特別委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(調査)

第2条 委員会は、AI、IoTなどの先端技術を活用した新産業の創造や京都産業の多様性を生かし、人材確保策をはじめ様々な分野の課題の解決を図るとともに、脱炭素社会の実現に向けた施策について調査し、及び研究する。

(構成)

第3条 委員会は、委員11人をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長2人を置く。

附 則

この規程は、令和5年5月26日から施行する。